

令和2年度  
国の予算編成等に対する提案  
＜主要事項＞

令和元年11月  
兵庫県



本年も8月の九州北部豪雨、9月の台風第15号及び台風第19号、10月の千葉県豪雨と多くの自然災害が発生しました。とりわけ東日本を直撃した台風第19号では、各地で河川の氾濫や決壊などが相次ぎ、被害を受けた地域も広範に及びました。災害救助法が適用された自治体の数は東日本大震災を上回り、記録のある阪神・淡路大震災以降で最多となっています。

昨年の7月豪雨や台風第21号、一昨年の九州北部豪雨、平成27年の関東・東北豪雨、平成26年の8月豪雨。想定を超える自然災害が毎年のように発生しています。近い将来発生が予想される南海トラフ地震への備えも含め、従来どおりの対策ではなく、より取組を強化していくことが全国的に求められています。

さらに、地方創生の取組、少子高齢化、社会・経済の高度情報化、グローバル化への対応など、数多くの取り組むべき課題を地方は抱えています。こうした課題に対応するためには、画一的、標準的発想の中央集権型の社会構造から、地域の自己決定・自己責任を貫ける分権型社会の実現を図らなければなりません。

地域の多様性を活かした取組を懸命に進めている地方の実情を理解いただき、積極的に対応いただくよう、令和2年度予算編成等に向けて以下を提案します。

国におかれては、対症療法ではない抜本的な施策を講じていただくようお願いいたします。

**<提案項目>**

※ 本文タイトル右側に記載のページ番号は、全体版のページ番号を指す。

<b>I 安全安心な基盤の確保</b>	
1 台風第19号等による被害を踏まえた風水害対策等の強化	2
2 地震・津波対策の推進	8
3 防災体制の充実	9
4 子育て環境の充実	10
5 地域医療の確保	12
6 安定した高齢者福祉・介護体制の確保	14
7 ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進	15
8 地域の安全・安心の確保	16
<b>II 未来へ続く地域活力の創出</b>	
1 人と企業の地方移転の促進	17
2 兵庫の強みを生かした産業競争力の強化	19
3 農林水産業の振興	21
4 人と自然との共生	24
<b>III 次代を担う人づくり</b>	
1 地域と世界で活躍できる人材の養成	27
<b>IV 交流・環流を生む兵庫五国の魅力向上</b>	
1 魅力ある都市・地域の整備	29
2 スポーツの振興	31
3 観光・ツーリズムの振興	33
4 交流基盤の整備	34
<b>V 自立の基盤づくり</b>	
1 地域創生の推進	39
2 地方税財政の充実強化	40
3 地方分権改革の推進	47

# I 安全安心な基盤の確保

## 1 台風第19号等による被害を踏まえた風水害対策等の強化

### (1) 防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長等

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P1

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3(2021)年度以降にも取組むべき計画があることやこの度の台風第19号など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みを創設するなど、以下について提案する。

- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の事業期間を延長すること

- 新**・その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること

(抜本的な対策(例))

- 人口集積地大規模河川対策(武庫川)  
事業期間：H23～R12年度、総事業費：約420億円(R2以降 約240億円)
- 地震・津波対策(福良港湾口防波堤)  
事業期間：H26～R5年度、総事業費：約74億円(R2以降 約44億円)

- 新**・災害時に重要な役割を果たす排水機場など社会基盤施設の老朽化対策を対象とすること

(対象外となっている事業(例))

- 老朽化対策  
排水機場(建設から40年経過の更新) 14箇所、総事業費：約620億円  
下水処理場(計画(R1～10)) 8処理場、総事業費：約570億円(R2以降 約360億円)  
橋梁長寿命化(計画(R1～10)) 705橋、総事業費：約390億円(R2以降 約310億円)

#### 【提案の背景】

- ・ 現行の緊急対策では、対象事業が昨年の重要インフラの緊急点検結果等を踏まえて緊急に実施すべき対策に限定され、事業期間が令和3(2021)年度以降に及ぶ大規模で抜本的な事業や社会基盤施設の老朽化対策は対象外となっている。

#### <本県分野別計画におけるR3(2021)年度以降の残事業費>

計画名	期間	2021年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26(2014)～R5(2023)年度(注)	164億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1(2019)～R10(2028)年度	44億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1(2019)～R10(2028)年度	282億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26(2014)～R5(2023)年度	731億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30(2018)～R5(2023)年度	390億円
地域総合治水推進計画	H24(2012)年度～概ね10年間	408億円
兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)	R1(2019)～R10(2028)年度	(策定中)
第2次ため池整備5箇年計画	R1(2019)～R5(2023)年度	200億円

注：一部、R6(2024)年度以降の事業を含む

#### <本県予算>

(単位：億円)

区分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)	343	272	272	887
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	120	120	240
合計	343	272	272	887

※ H30：最終予算、R1：当初予算、R2：R1同額と仮定

## (2) 補正予算編成における台風第19号等の被災地以外への事業費の確保等

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P3

- 新・台風第19号等の被災地以外においても自然災害への備えを強化するため、今年度予定されている補正予算編成においては、地方団体の災害対応ニーズを反映するとともに、十分な事業費を確保すること

## (3) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

【警察庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P3

- 地震・津波や風水害等に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲をさらに拡大し、令和2(2020)年度までの事業期間を延長すること
  - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
  - 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
  - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
  - 耐震化に資する公共施設の建替事業
  - 大規模災害時に拠点となる県・市町庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

## (4) 総合的な治水対策の推進

【国土交通省】 P4

- 新・本県では、県内における平成16年の台風第23号、平成21年の台風第9号等による被害や、今年度の台風第19号における堤防決壊等の被災事例を踏まえて、河川の防災力向上に取り組む。
- その際、堤防を粘り強い構造にするなど超過洪水に備えた危機管理型堤防対策の予算について、3か年緊急対策の延長等における重点項目として積極的に支援すること

### 【提案の背景】

- 危機管理型堤防対策は社会資本整備総合交付金の対象ではあるが、本県では河川整備計画に基づく河道拡幅等を優先する必要があるため、同交付金を活用した事業実施ができていない。
- しかし、台風第19号では関東甲信・東北地方を中心に、多くの雨量局・水位局で既往最高を記録して堤防越水による決壊が発生し、人的被害が大きくなった。
- このため、超過洪水にも備えた堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強等による危機管理型堤防対策を推進する必要がある。

- 新・河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策に対する補助制度を創設すること

### <本県の河川中上流部治水対策事業>

区分	H28	H29	H30	R1	合計
調査・設計	20箇所	20箇所	11箇所	—	51箇所
整備	9箇所	10箇所	16箇所	16箇所	51箇所
金額	4億円	4億円	6億円	6億円	20億円

※ 平成30年度9月補正及び平成31年度当初予算で前倒し整備を行い、計画期間を1年短縮して完了

(5) **ダム利活用の推進** 【国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省】 P4

- 新・国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象外となっている利水ダム(発電用ダム・水道用ダム・農業用ダム)について、治水から最大限活用するため、同ガイドラインに準拠した運用規定を作成すること
- 新・同ガイドライン対象の多目的ダム<sup>(※)</sup>であっても事前放流の実施体制が整備されていないダムもあることから、国において事前放流の実施を徹底させること
  - (※ 洪水調節機能と、水力発電・上水道・工業用水のいくつかの利水機能を兼ね備えているダムのうち、国土交通省・水資源機構管理のすべてのダム及び一定規模以上でゲートを有する都道府県管理ダム)
- 新・事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上や水位が回復しない場合の損失補填制度の創設を行うこと

**【提案の背景】**

- ・県内では、同ガイドラインの対象となる県管理のゲートを有する全3ダム(引原ダム、生野ダム、青野ダム)及び水資源機構の一庫ダムで事前放流の実施体制を整えている。
- ・しかし、既存ダムを活用した治水対策をさらに推進するためには、対象外となっている水道事業者や電力会社等が管理主体である利水ダムについても事前放流を促す必要がある。
- ・また、同ガイドラインの対象となる多目的ダムであっても、台風第19号で異常洪水時防災操作を行ったダムなどで、事前放流の実施体制が整備されていないものがあるため、早急な事前放流実施体制の整備を推進する必要がある。
- ・令和2年度概算要求において、利水ダムの事前放流に対する損失補填制度の創設が要求されているが、利水ダムと同様に損失を補填すべき利水機能を有する多目的ダムも対象とすることで、より積極的な事前放流が可能となる。

(6) **山地防災・土砂災害対策の推進**

① **治山事業、砂防関係事業の推進**

【農林水産省、国土交通省】 P6

- ・本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること
- ・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること
- 新・公共事業の対象箇所を拡充すること

例 [砂防・土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで、対象を拡大

[砂防・急傾斜対策]

現行：がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上 または ②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等

提案：がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上まで、対象を拡大

<第3次山地防災・土砂災害対策計画 (H30(2018)～R5(2023)年度) >

区 分	整備目標 (着手箇所数)			
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	合 計
人 家 等 保 全	390	438	—	828
流木・土砂流出防止	—	240	—	240
災害に強い森づくり	—	—	38	38
合 計	390	678	38	1,106

※局地的豪雨の増加等を踏まえ、県単独事業を前倒して実施

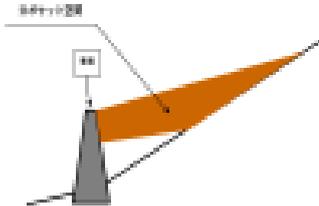
②既存堰堤を活用した効果的な土砂災害対策の推進

【国土交通省】 P7

- ・既設の不透過型堰堤の有効活用を図るため、ポケット空間(※)の確保のための土砂撤去や管理用道路整備等についても補助対象とすること

**【提案の背景】**

- ・ポケット空間(※)確保のための土砂撤去等を行う場合も補助対象とすることにより、既存堰堤を活用した迅速かつ経済的な対策が可能となる。



(7) ため池改修等の推進

【農林水産省】 P8

- ・兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」(令和元年～5年度)に基づき、災害に強いため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるための必要な予算を安定的に確保すること

<「第2次ため池整備5箇年計画(R1～R5年度)」着手箇所数:730～830箇所、総事業費:370億円>

区 分		特定ため池 <sup>※1</sup> 総数	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	[第2次]	[第2次]
				着手数 (箇所)	総事業費
県営 (受益2ha以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300～400	300～400	12億円
計画策定(測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
計		9,100	1,177～1,277	<b>730～830</b>	<b>370億円</b>

(参考) 第1次ため池整備5箇年計画(H27～H30年度<sup>※2</sup>)      **270箇所**      **211億円**

※1 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして、知事が指定するため池

※2 平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が決壊したことを踏まえ、1年前倒して第2次計画を策定したことから、第1次計画の実績は4箇年となっている。

(8) 高潮対策の推進

【農林水産省、国土交通省】 P10

- ・平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止対策や、「兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)」に基づく全県での防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること

<再度災害防止対策>

- ・事業期間 平成30(2018)年度～令和3(2021)年度
- ・主な箇所 芦屋市・南芦屋浜(護岸等の嵩上げ)、西宮市・甲子園浜(防潮堤の改良、嵩上げ) 神戸市・高橋川(堤防嵩上げ)
- ・総事業費 約58億円

<兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)>

- ・台風第21号により浸水した地区以外についても今年度中に計画を策定し、計画的に高潮対策を推進する予定
- ※ 民間や神戸市管理の施設についても情報提供を行い、同様の取組を促す。

## (9) 住民の確実な避難行動を支援する取組の推進

### ①高精度な降水予測情報等の提供

【気象庁】 P11

- 新**・夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15～24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)を提供すること
- 新**・潮位や風速についても、精度が高い予測情報を提供すること

## (10) 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実

【内閣府、経済産業省、厚生労働省、国土交通省】 P13

- 新**・発電・送電システムの強靱化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること
- 新**・停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること
- 新**・非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること  
(現行：災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター)

## (11) 被災地(者)支援に関する制度の充実

### ①災害救助法の救助範囲の拡大

【内閣府】 P13

- ・災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む。)に要する経費を災害救助費の対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。

### ②被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大

【内閣府】 P14

#### ア 被災全地域への適用

- ・同一の災害により被害を受けたすべての地域を平等に対象とすること

#### 【提案の背景】

- ・被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。
- ・平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

#### イ 半壊、一部損壊世帯への適用

- 新**・台風第15号による住宅被害を踏まえて対象が拡充された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊世帯及び一部損壊世帯(損害割合が10%以上の世帯に限る)も支援対象とすること

(12) 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設【内閣府、厚生労働省】 P16

- ・災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など、活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること

[本県の大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト(R1 新規事業(ふるさと寄附金事業))]

- ・補助対象 5人以上で構成する団体・グループ  
(県外に拠点を置く団体・グループが県外の被災地で活動する場合を除く)
- ・対象経費 現地までの交通費、宿泊費、現地での活動費(交通費)
- ・補助上限額 上限20万円

(13) 住宅再建共済の全国制度化と地震保険料控除制度の対象化

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】 P16

- ・住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること
- ・地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済制度についても、地震保険料控除制度の対象とすること

[兵庫県住宅再建共済制度の概要]

区 分	住宅再建共済		家財再建共済
	本体制度	付加制度	
共済負担金	年5,000円/戸	年500円/戸	年1,500円(本体制度と併せて加入の場合は1,000円)
給付対象	半壊以上で 建築・購入・補修	一部損壊(損害割合10%以上)で 建築・購入・補修	半壊以上又は床上浸水で 補修・購入
共済給付金	最大600万円	最大25万円	最大50万円

※ その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

## 2 地震・津波対策の推進

### (1) 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

#### ①津波防災に関するインフラ整備予算の確保

P17

- ・本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく対策に必要な予算を確保すること

##### <津波防災インフラ整備計画>

- ・計画期間：H26(2014)～R5(2023)年度
- ・総事業費：約640億円

(単位：億円)

事業内容	概算事業費
<b>レベル1 津波対策(100年に1回程度の津波) ⇒ 【津波の越流を防ぐ】</b>	
津波防御対策	371
(防潮堤等の高さの確保)	(176)
(防潮堤等の健全性の保持)	(169)
(陸閘等の迅速・確実な閉鎖)	(26)
避難支援対策	2
<b>レベル2 津波対策(最大クラスの津波) ⇒ 【浸水被害を軽減する】</b>	
既存施設強化対策	219
(防潮堤等の越流・引波対策)	(67)
(防潮堤等の沈下対策)	(122)
(防潮水門の耐震対策)	(30)
津波被害軽減対策(防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化)	46
合計	約640

- ※ 重点整備地区
- ・淡路地域：福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区
  - ・尼崎西宮芦屋港：尼崎地区、鳴尾地区、西宮・今津地区



(福良港防波堤)



(陀仏川水門  
(洲本市))

##### <日本海津波防災インフラ整備計画>

- ・計画期間：R1～R10年度
- ・総事業費：56億円  
 (河川堤防整備：17億円、防潮堤等整備：14億円、  
 水門耐震化：1億円、防波堤の沈下対策：24億円)

#### ②防災・安全交付金の対象事業の拡大

P17

##### ア 日本海側の地震・津波対策等への拡充

- ・対象外となっている日本海側の地震・津波対策(河川事業)について、防災・安全交付金の交付対象とすること
- ・重点配分の対象外となっている日本海側の地震・高潮対策(海岸事業)について、防災・安全交付金の重点配分対象とすること

##### イ レベル2 津波対策への拡充

- ・対象となっているレベル1 津波の対策に加え、最大クラスの津波(レベル2 津波)に備える防潮堤や堤防の新設等についても、交付対象とすること

- ※ レベル1 津波：概ね100年に1回程度発生する発生頻度が高い津波  
 (南海トラフ：M8.4(安政南海地震並み)の地震による津波、日本海：日本海中部地震(1983年)、北海道南西沖地震(1993年)による津波を想定)
- レベル2 津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
 (南海トラフ：最大クラス(M9.0クラス)の地震による津波、日本海：断層による地震(M7.2～7.9)による津波を想定)

### ③推進地域における支援策の充実

P18

- ・南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率のさらなる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

#### <南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域>

- ・南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等（淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等）

#### <地震防災対策特別措置法による対象>

- ・消防用施設、へき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等

## 3 防災体制の充実

### (1) 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】 P23

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など、一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。

※ 主な国の研究機関：防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

### (2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

【内閣官房、内閣府、総務省】 P23

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

### (3) 災害援護資金貸付金制度の改善

【内閣府】 P15

- ・県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度変更すること

#### 【国制度の問題点】

- ・他の貸付金（例：介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金）制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- ・災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

## 4 子育て環境の充実

### [平成30年出生数 40,303人 (前年比1,895人減)]

- ・未婚化、晩婚化の進展により出生率は低下
- ・社会移動の増加に伴う20～30歳代女性の減少により、出生数は減少
- ・働く女性の増加に対応し、希望する誰もが、仕事と出産・育児の両立ができる環境整備が必要

項目	H29	H30	増減
出生数	42,198人	40,303人	△ 1,895人
合計特殊出生率	1.47	1.44	△0.03ポイント
20代・30代女性数	586,957人	573,747人	△13,210人

### [本県の保育所等定員及び待機児童数の状況]

- ・今年度は保育所等定員を4,657人拡大したが、女性の就労意識の高まり等による入所希望者数の増加のため、待機児童数は前年比419人減の1,569人となった。

区分	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
入所希望者数	105,685	108,711	111,955
確保数	101,658	105,764	110,421
待機児童数(注)	1,572	1,988	1,569

注：待機児童に計上しない私的理等待機等があるため、待機児童数は申込者と定員の差とは一致しない。

### (1) 幼児教育・保育無償化の拡充

#### ① 0～2歳児保育の完全無償化の実現

【内閣府、厚生労働省】 P29

- ・0～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象に無償化とされているが、所得制限の一層の緩和など、全ての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

#### [ひょうご保育料軽減事業の概要]

国の幼児教育無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の保育料を軽減

区分	所得階層(年収)		
	住民税非課税世帯	約360万円未満	約640万円未満
第1子	— (国無償化)	10,000円/月	—
第2子		15,000円/月	
第3子以降			

#### ② 幼児教育類似施設への対象拡大

【内閣府、厚生労働省、文部科学省】 P29

- 新**・幼稚園・保育所等と類似の機能を有する施設・事業(いわゆる「幼児教育類似施設」)の中には、自然教育や芸術教育を通して地域の幼児教育の質の向上や教育機会の確保に重要な役割を果たしている施設もある。  
このため、幼児教育類似施設に関して、従事者の数・資格や活動時間数など国において基準を創設し、利用者を無償化の対象とすること

(2) 家庭教育の充実 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 P29

- 新**・幼児教育・保育の無償化により、認定こども園・幼稚園・保育園等への過度な依存も懸念されることから、幼児教育の質の確保のため、家庭教育の充実に関する対策を講じること

**[本県の幼児教育充実のための対応]**

①幼児教育連携促進協議会の設置

学識者、県・市町担当者、学校・園等代表者、保護者代表者等の委員で構成  
(情報交換、各施設における研修内容の検討、小学校との連携・接続の検討)

②保護者向け啓発資料の作成

3～5歳児の発達や幼児との関わり等への理解を深めるための保護者向け啓発資料と書き込む型の親子向けノートを作成  
(記載内容：幼児期の育ちと関わり、園での関わり、家族での関わり等)

(3) 保育士の配置基準及び給与水準の改善 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 P30

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善とこれに伴う保育士の人件費増にかかる財政措置を充実すること

**【提案の背景】**

- ・必要保育士数は四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人(44/30≒1.47)となり、小学生(児童40人に教員1人)よりも負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士が2名配置(31/30≒1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

**<保育士の配置基準>**

区 分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	[参考]小学生
保育士1人あたり児童数	3人	6人	20人(※)	30人	40人

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

- ・保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引上げを行うこと

**<H29厚生労働省 賃金構造基本統計調査>**

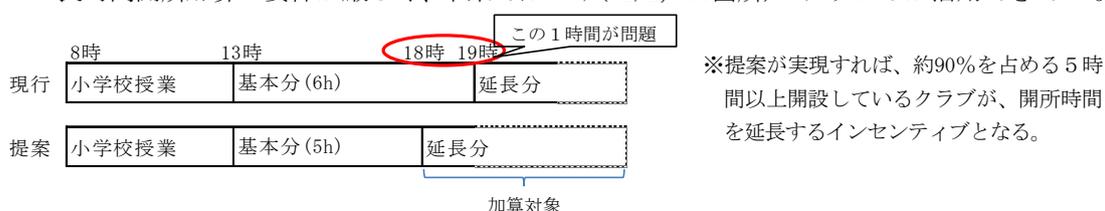
	全産業 上段：全国 下段：(兵庫県)	保育士 上段：全国 下段：(兵庫県)
所定内給与月額	304.3千円 (294.8千円)	222.9千円 (233.9千円)

(4) 放課後児童クラブ 長時間加算の対象拡大 【内閣府、厚生労働省】 P33

- ・放課後児童クラブの長時間開所加算(平日分)の対象を拡大すること  
(「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ)

**【現行基準の課題】**

- ・長時間開所加算の要件が厳しく、本県では5.3%(72/1,351箇所)のクラブしか活用できていない。



**<本県の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業>**

- [補助要件]・新たに19時30分以降まで延長し、国の長時間開所加算(平日)を受けていること  
・放課後児童クラブ支援員等に延長加算手当等を支給していること  
[補助基準額] 90千円 (県1/2、市町1/2)

(5) 子育て世帯等に対する医療費・保険料の負担軽減

【厚生労働省】

①国による助成制度の創設

P40

- ・全都道府県が単独で実施している障害者(児)、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を、国において早期に制度化すること

【提案の背景】

- ・障害者(児)、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の公費負担制度は、セーフティネットとして必要であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に格差が生じている。

②国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

P40

- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置(未就学児を除く)を廃止すること

【提案の背景】

- ・H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が見直されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

<本県の減額額(平成30年度)>

約21億円(未就学児に対する減額分を除く)

③子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

P30

- ・高校生以下の子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有する国の負担により廃止すること

【国制度の問題点】

- ・国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

5 地域医療の確保

(1) 医師の地域偏在を是正する仕組みの構築

①医学部「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置

【文部科学省、厚生労働省】 P35

- ・医師不足、医師の偏在是正のため、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠について、依然として医師不足の著しい状況に鑑み、現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

【国制度の問題点】

- ・地域枠の入学定員(臨時定員)は、令和3年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- ・それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(H31.3)においては、令和4年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点(2036年)において医師が少数となる二次医療圏を有する自治体に限定された。(該当見込：1道5県)
- ・地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。

<人口10万人あたり医師数(H28.12)>

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
321.9	296.2	194.5	202.3	224.7	212.1	163.5	213.7	194.1	225.4	253.2	251.7

- ・本県の人口10万人あたりの医師数は253.2人で、全国平均251.7人を上回っているが、圏域別では神戸と阪神南だけが全県値よりも高く、地域差が顕著。西播磨と神戸は約2倍の格差
- ・全国平均を下回っている地域を全国平均並(人口10万人あたり251.7人)にするためには、1,291人の医師が必要

(2) 新専門医制度に対する懸念の払拭

【厚生労働省】 P35

- ・新専門医制度について、国と専門医機構の責任において諸課題を解決すること
- ・その際には、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいと、以下の措置を講じること
- 新○連携プログラムについて、シーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること
- 新○医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、すべての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること
- 新○専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること

**【国制度の問題点】**

- ・2020年度専門研修プログラム定員については、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要
- ・新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については、東京都への専攻医の集中が高くなっている。  
 (※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合  
 H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R1：外科17.9%、産婦人科29.6%)
- ・新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

(3) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応【総務省、厚生労働省】 P37

- 新・国は、今回の再検証要請が各医療機関の今後の方向性を機械的に決めるものではないことを明確に示すこと。また、市町村や国民に対して、丁寧な説明を行うこと
- 新・各県の地域医療構想の中で地域の実情を踏まえつつ議論が行われることが必要であること。また、民間病院を含めた議論を行うため、速やかに必要なデータを提供すること
- 新・令和2年3月までに、地域医療構想調整会議で一定結論を得ることとしているが、個々の自治体病院の機能及び役割の見直しについては、住民や議会の理解が必要である。結論を得るまでには、各病院それぞれに応じた検討期間が必要であることから、適切な検討期間の設定を再検討すること

<再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内 15 機関) >

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸(2)	・県立リハビリテーション中央病院 ・国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路(3)	・県立姫路循環器病センター ・相生市民病院 ・たつの市民病院
阪神(1)	・国立病院機構兵庫中央病院	但馬(4)	・公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・公立香住病院 ・公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・公立村岡病院
東播磨(2)	・高砂市民病院 ・明石市立市民病院		
北播磨(2)	・加東市民病院 ・多可赤十字病院		
丹波(1)	・柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

※ 国の分析内容

- ・対象：高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
- ・分析：2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出
  - ① 9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない
  - ② 上記のうち6領域で類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

## 6 安定した高齢者福祉・介護体制の確保

### [介護需要の増大]

- ・2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる。
- ・介護サービス利用者の増(+46,000人)に対応するため、施設介護だけではなく在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

### [2025年までの本県の高齢者人口の推移]

区分	2018年実績	2025年見込	差引
65歳以上人口	1,538千人	1,600千人	+62千人
うち、75歳以上	760千人	967千人	+207千人

介護サービス利用者(要介護1~5)	194千人	240千人	+46千人
介護サービス利用定員	223千人	248千人	+25千人

### [介護サービス利用定員：+25千人の内訳]

介護サービス内容	利用定員		差引
	2018年	2025年	
訪問介護・通所介護等	146,300	148,800	+2,500
看護/小規模多機能型居宅介護	7,600	9,600	+2,000
定期巡回・随時対応サービス	840	6,000	+5,160
認知症高齢者グループホーム	6,800	9,400	+2,600
特定施設(サ高住等)	18,500	22,900	+4,400
特別養護老人ホーム	26,400	32,000	+5,600
介護老人保健施設等	16,700	19,300	+2,600
計	223,140	248,000	+24,860

### 【在宅介護サービスの充実】

24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者(H30年度末)

1,685法人中57事業所(3.9%)

《目標》2020年度：150事業所  
2025年度：300事業所

《今年度の取組》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進(人件費助成)
- ④整備費の上乗せ等

在宅

施設

### (1) 医療保険制度の一本化

【厚生労働省】P38

- ・介護と医療の一元化の基盤となる医療保険制度を一本化し、国を保険者とする

### (2) 介護サービス・生活支援サービス等の充実

【厚生労働省】P51

#### ①定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進

- ・定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること
- ・看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

- 新**・訪問看護や訪問介護と同様、利用者からの暴力行為への対応が必要な場合など、利用者又はその家族等の同意を得て2人の看護師、訪問介護員等により訪問した場合の加算制度を創設すること

#### 【国制度の問題点】

- ・訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

#### <介護報酬比較(30分以上1時間未満の場合)>

(要介護1~4)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880
4		32,760	△3,310
5		40,950	△11,500
6		49,140	△19,960

(要介護5)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	4,690
5		40,950	△3,500
6		49,140	△11,690

#### <2名が訪問した場合の加算額>

- ・訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回
- ・訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,480円/回

<本県の参入促進策の概要>

[参入事業者（月利用者数20人以下）に対する人件費等助成]

- ・対象経費 補助基準額：25万円/月（人件費1人分）  
加算額：運営経費が過大になる利用者数5～9人の場合に、2万～10万円/月を加算  
※ただし、補助基準額と加算額を合わせて、1施設・1か月あたり収支黒字額が25万円を超えない範囲

[定期巡回サービス事業所整備等への支援]

- ・事業所開設における整備費又は事務所賃料の一部を支援

区分	整備費補助	賃料補助（3年間）
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	県1/3、市町1/3、事業者1/3

[訪問看護単価差補助]

- ・単独の訪問看護（回数性）と定期巡回の訪問看護（月額制）の報酬単価差是正のため、一定額を補助

要介護3～4（/月・人）	要介護5（/月・人）
訪問4回	3,000円
訪問5回以上	11,000円

## 7 ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進

### (1) 障害者支援の充実

【厚生労働省】

#### ① 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保

P57

- ・障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること

[本県の内示状況]

(単位：億円)

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示
当初	2.7	0.4	4.4	1.2	8.9	0.4	9.2	3.2	11.6	7.5
補正	2.1	1.5	3.8	3.8	5.5	2.1	6.2	1.4	—	—
計	4.8	1.9	8.2	5.0	14.4	2.5	15.4	4.6	11.6	7.5

#### ② 必要な入所施設の整備

P58

- 新**・国の第5期障害福祉計画(H30～R2年度)では施設入所者の地域生活への移行と施設入所者数の削減(目標：H28年度末比▲2%)を進めているが、障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもあるため、以下について提案する。

- 令和2年度の次期計画策定にあたって、本人や家族の意向、地域の実情等を踏まえ、施設入所者数の削減ありきで検討を行わないこと
- 地域の実情等を踏まえ、入所施設の新規整備や増設が必要と認められる場合には、社会福祉施設等施設整備費による支援を行うこと

#### ③ 医療支援型グループホームの整備促進

P58

- ・重症心身障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること

- 介護用リフト、非常用発電機の補助対象化
- 看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用(現行8名まで)

**【国制度の問題点】**

- ・グループホームの整備補助では介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全て医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。

<本県の取組(本年度新規事業(整備支援補助))>

国庫補助対象の対象外となっている介護用リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助

- ・補助対象 医療支援型グループホーム
- ・対象経費 天井走行型介護用リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
- ・補助基準額 天井走行型介護用リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円
- ・負担割合 県1/2、市町1/2(政令市・中核市を除く)

#### ④障害者リハビリテーション体制充実への支援

P59

- ・児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障害児(者)リハビリテーションの診療報酬を引き上げること

##### <障害児(者)リハビリテーションの診療報酬単価>

6歳未満	6歳以上18歳未満	18歳以上
225点	195点	155点

#### (2) 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ

【厚生労働省】 P63

- 新**・社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

##### [福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例 (平成30年度実績)]

区 分	補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
児童福祉施設 (児童養護施設の場合)	6,674千円/人	11,057千円/人	△4,384千円/人 (60.3%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,270千円/人	7,577千円/人	△3,307千円/人 (56.4%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	2,025千円/人	10,393千円/人	△8,368千円/人 (19.4%)

(※ 補助単価については、補助基準額からの割り戻し)

## 8 地域の安全・安心の確保

#### (1) 交通事故防止対策の推進

【国土交通省】

##### ①高齢ドライバー等による交通事故対策の推進

P70

- 新**・交通事故防止や被害軽減に有効である安全運転サポート車の一層の普及促進のため、購入費用への補助制度や自動車税の軽減等の税制上の優遇措置を設けること
- ・アクセルとブレーキの踏み間違い時の事故防止のため、既存の車両に対する後付け装置の性能認定制度を実施するとともに、後付け装置の設置費用への補助制度を創設すること

##### ②通学路等における安全な歩行空間の確保

P70

- ・通学路や幼児・高齢者などが日常的に利用する道路において、安全な歩行空間確保のための道路環境整備に必要な社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)を増額すること

##### <兵庫県の高齢運転者による交通事故防止対策 (令和元年度9月補正予算(予算額:113,000千円)) >

- ・対象者 75歳以上の高齢運転者
- ・対象車両 本人常用の自家用車(1人1台まで・本人以外の名義車両も対象)
- ・対象装置

急発進抑制タイプ	障害物感知タイプ
アクセルを急激に踏み込んだ場合にセンサーが異常検知し急発進を抑制	一定範囲内の障害物を超音波センサーが感知し、アクセルの急激な踏込で加速抑制

- ・補助額 2万2,000円(定額)
- ・補助台数 10,000件(R1:5,000台、R2:5,000台)

## Ⅱ 未来へ続く地域活力の創出

### 1 人と企業の地方移転の促進

東京圏への人口集中は止まるどころか、増加の傾向にある。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019において第2期(2020～2024年度)の地方創生に関する取組の基本的な考え方が示されたが、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」等の基本目標を実現するため、大胆な施策を国の責務として立案、実行すること

<平成30年中の本県の社会移動の状況(総務省 住民基本台帳移動報告、日本人)>

・転入超過数：▲6,088人、全国41位 (H29：▲6,657人、全国46位)  
(東京圏に対する転入超過数)

	H29	H30	H30-H29
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲746人
：(うち東京都)	(▲4,742人)	(▲5,260人)	(▲518人)

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(世代別の転入超過数)

	H29	H30	H30-H29
0～19歳	217人	767人	+550人
<b>20～29歳</b>	<b>▲5,991人</b>	<b>▲6,690人</b>	<b>▲699人</b>
30～39歳	▲694人	▲27人	+667人
40歳以上	▲189人	▲138人	+51人
計	▲6,657人	▲6,088人	+569人

#### (1) 東京圏への立地規制の制度化

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】 P75

・地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置が講じられたが、これと同様に、本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること

#### (2) 地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務省、国土交通省】 P76

・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること

#### (3) 地方移転を促進する制度の充実・強化

##### ①地方拠点強化税制の充実

【内閣府、経済産業省、厚生労働省】 P76

##### ア 施設整備計画の認定要件の適正化

・税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみ増加数とすること

##### 【現行の地方拠点強化税制の問題点】

・本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

## イ オフィス減税等の拡充

- ・ オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・ 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・ 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

### <地方拠点強化税制の概要>

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充(拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除(最大)
	※ 併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転(移転型)	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	(雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円)×3年の税額控除(最大)
	※ 併用は原則不可(上乗せ分30万円のみ併用可)	

・ 本県：10社認定(H30まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

## ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・ 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

## (4) 働く場の充実

### ① 移住支援金制度による地方への人材環流の促進

【内閣官房】P77

- 新**・ 支給対象者の在住・在勤期間や移住元地域等の要件の緩和を検討し、早期に弾力的な運用を図ること

現行：直近5年以上、東京23区に在住または通勤

提案：在住・在勤期間の通算、移住元地域の東京圏(東京23区及び地方拠点強化税制対象外地域(※1))への拡大

※1 [東京都]武蔵野市、三鷹市、八王子市等 [神奈川県]横浜市、川崎市等 [埼玉県]川口市、川越市等 [千葉県]千葉市等 [茨城県]龍ヶ崎市等

### <移住支援金制度の概要>

支給要件	次の全ての要件を満たす者 ①直近5年以上、東京23区に在住または在勤していた者 ②兵庫県に移住し、5年以上継続居住する意思のある者 ③県が定める移住支援金対象求人(※2)に新規就業又は社会的分野の起業をした者 ※2 以下の要件をすべて満たす法人 ・ ひょうごで働こう!マッチングサイトに掲載していること ・ 兵庫県の企業懸賞制度のいずれかの認定を受けていること ・ 資本金10億円以上の法人やみなし大企業でないこと
支給金額	世帯1,000千円、単身600千円(本県は500千円)
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
返還要件(一例)	①1年未満で要件を満たす職を辞した場合：全額返還 ②3年未満で当該市町から転出した場合：全額返還 ③5年未満で当該市町から転出した場合：半額返還

②地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実 【厚生労働省】 P78

- ・地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

<p><b>【提案の背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無利子奨学金(地方創生枠)は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。</li> </ul> <p><b>&lt;無利子奨学金(地方創生枠)の概要&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名</li> <li>・日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野(都道府県と地元産業界の合意により設定)の学位を取得しようとする学生に対して、地方創生枠を創設</li> </ul>
--

<b>&lt;本県の「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要&gt;</b>	
区分	内容
趣 旨	中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施
補助対象	本社が県内にある中小企業
支援対象者	次の要件を全て満たす者 ①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある、 ③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
支援期間	1人につき最長5年(就職5年目であれば1年間)
補助額等	1人あたり年間返済額の1/3を補助(1人あたり補助上限 年6万円)
H30実績	支援企業数：108社、支援対象者数：304名

**2 兵庫の強みを生かした産業競争力の強化**

(1) イノベーションの創造と次世代産業の育成

【文部科学省】

①「京」から「富岳」への円滑な移行

P83

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発を同時に進めること
- ・産業界における「富岳」の利活用や成果創出を促進するため、申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定など、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築すること
- ・「富岳」の特性を活かした新分野の産業利用の開拓に向け、ビッグデータ・AI分野で「富岳」を利活用する産業界の取組への支援や、企業の技術高度化等の人材育成を進めること

<b>【提案の背景】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富岳」は、計算能力や画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、ビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。</li> </ul> <p><b>&lt;「富岳」の整備スケジュール&gt;</b></p>								
年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度～ (R3～)
「京」	運用 (2012年9月～)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

② 「FOCUSスパコン」 増強に対する財政支援

P83

- ・「富岳」へのステップアップ機としての機能を有する「FOCUSスパコン」について、必要な性能（現行の10倍程度の並列計算ができる規模）を確保できるよう、機能強化への財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・「富岳」の産業利用の成果を最大化するためには、産業界のスパコン利用者が高度な機能を持つ「富岳」を十分に利用できるよう、「FOCUSスパコン」を増強し、「富岳」へのステップアップ支援を行う必要がある。

(2) IT企業の進出支援

【経済産業省】 P85

- ・IT企業の事業所の開設にあたり、一定期間、建物改修費、賃貸料、事務機器取得費などを支援する助成制度を創設すること

<本県の「IT企業の進出支援事業」の概要>

- ・IT関連の事業所を開設する事業者に対し、以下のとおり助成

対象経費	補助率	補助上限額		
		IT事業所	高度IT事業所	ITリソース誘致
賃借料(3年間)	1/2以内	600千円/年	900千円/年	
通信回線使用料(3年間)		600千円/年		
人件費(3年間)	定額	1,000千円/年人	2,000千円/年人	10,000千円/年人
建物改修費(1回)	1/2以内	1,000千円(空き家加算あり+1,000千円)		
事務機器取得費(1回)		500千円		
助成総額(空き家加算あり)		8,100千円 (9,100千円)	12,000千円 (13,000千円)	36,000千円 (37,000千円)

[助成実績(例)]

企業名	本社	主な事業計画
シリコンバレー・ベンチャー・アント・イノベーション	アメリカ	IT起業家の育成、世界展開支援 等
株式会社ノヴィータ	日本	女性を対象としたキャリア開発支援、在宅ワーク支援 等

### 3 農林水産業の振興

#### (1) 農業の経営基盤の強化

【農林水産省】

##### ①法人化に対する支援の強化

P90

- ・農業経営法人化支援事業について、複数経営体による法人化だけでなく、認定農業者や認定新規就農者が個別に法人化する場合についても対象とすること

＜個別経営体(認定農業者、認定新規就農者)も対象とする場合の助成対象となり得る者(兵庫県)＞  
2,719 (認定農業者数：2,453、認定新規就農者数：266) ※H30年度末現在

##### ②A I、I C T等先端技術を活用した農業(スマート農業)の支援

P92

- ・農業のさらなる省力化・低コスト化や農産物の高品質安定生産の実現のため、A I、I C T、ドローン、センシング技術など、先端技術の農業生産現場への早期導入・実証に関する予算を拡充すること

＜スマート農業関連実証事業の採択状況(H30補正・R1当初)＞

- ・全国 応募：252件 → 採択：69件
- ・兵庫 応募：5件 → 採択：1件(養父市能座地区※)
  - ※ 養父市能座地区の取組
    - ・実証課題名：持続的営農を目指した山間部水田作地域におけるスマート農業の実証
    - ・実証グループ：養父市アムナック スマート農業実証コンソーシアム(アムナック(農業生産法人)、京都大学、ソフトバンク等)
    - ・実証面積：約11ha
    - ・実施内容：衛星測位技術を使ったロボットトラクターの自動運転、無線遠隔草刈り機の導入(急傾斜の法面の除草管理)



自動草刈り機を活用  
(養父市能座地区)

##### ③施設園芸の推進に対する支援

P92

###### ア 強い農業づくり交付金等の予算の確保

- ・都市近郊の立地を活かした野菜や果樹等の生産拡大に必要な以下の取組を推進するため、強い農業づくり交付金等の予算を確保すること

- 大規模な耐候性ハウスの整備
- 温度、湿度、二酸化炭素等をコントロールできる環境制御型の施設園芸の推進

###### イ 中小規模の環境制御型施設整備事業の創設

- ・条件不利地域等で産地の規模に関わらず、中小規模でも環境制御型の施設園芸に取り組むことができるよう、新たな施設整備事業を創設すること

###### 【提案の背景】

- ・兵庫県の1戸・経営体あたりの平均経営耕地面積は1.08ha(全国2.54ha、北海道26.51ha(2015農業センサス))で、小規模経営体が多い。
- ・3.0ha以上の経営耕地規模を持つ農家も全体の2.8%と少なく、国交付金の下限面積(5ha(中山間地域3ha))を満たす産地規模の確保も困難となっているため、中小規模での環境制御型施設園芸の普及・拡大が進んでいない。

##### ④和牛精液等の国外流出対策の強化

P94

###### ア 和牛精液等の国外流出対策の強化

- ・和牛の精液や受精卵をはじめ、わが国の農産物種子・遺伝子等の国外流出対策を強化すること

###### 【提案の背景】

- ・本県の但馬牛は長年の改良により世界に誇る優れた肉質を有し、海外からも高い評価を得ているが、海外で和牛が生産されることになれば、その優位性が低下する。

(2) 資源循環型林業の展開

【農林水産省】

① 再造林経費の負担軽減

P103

- ・主伐後に確実な再造林を行い早期に森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者の負担を軽減するよう、森林環境保全整備事業など国の支援制度を拡充（現行：51%→要望：67.5%）すること

【提案の背景】

- ・材価の低迷により、主伐による木材販売収入では植林、獣害対策（植林地を囲う獣害防止柵の設置）、保育に関する経費を賄うことが困難であるため、特に負担が大きい再造林に対する負担軽減が不可欠である。

<国の支援制度の拡充例>

現行制度	拡充例
森林環境保全整備事業：68%（国：51%、県：17%） 農山漁村地域整備交付金：72%（国：54%、県：18%）	90%（国：67.5%、県：22.5%）

<主伐後の再造林及び保育管理に関する1ha当たりの収支モデル>

主伐後に森林所有者に還元される収益は800千円/ha程度と想定され、その後の再造林及び下刈等の保育管理経費の捻出が困難な状況にある。

単位：千円

		主伐	1年目 再造林	3年目 下刈	5年目 下刈	8年目 下刈	15年目 除伐	20年目 枝打	25年目 保育 間伐	35年目 保育 間伐	50年目 搬出 間伐	経費等 合計
収入	販売額	3,061	0	0	0	0	0	0	0	0	678	3,739
	補助金	0	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,104	3,208
	収入計	3,061	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,782	6,947
支出	事業費等	2,256	1,604	239	239	243	213	278	203	225	1,688	7,189
	収支	805	▲516	▲82	▲82	▲86	▲89	▲104	▲80	▲101	94	
C/F		805	289	207	124	38	▲51	▲154	▲234	▲335	▲241	

② CLT工法による建築物の整備促進

【農林水産省、国土交通省】 P104

- ・CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ（現行50%）等の負担軽減策を講じること
- ・4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、さらなる防火地域内の耐火基準の緩和を行うこと

<H30.6 建築基準法改正（耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し）>

〔防火地域〕 2階かつ100㎡以下→3階かつ3,000㎡以下

<本県におけるCLT工法を活用したモデル建築物>

- ・CLTを活用したモデルとして兵庫県林業会館（神戸市中央区）の建替（5階建）を支援  
※ 平成31年1月 竣工
- ・CLTと鉄骨のハイブリッド構造による中層耐火建築物は、防火地域で全国初



(3) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生【農林水産省、国土交通省、環境省】 P112

- ・窒素及びりん（リン）の供給を目的として、水質総量規制制度の抜本的見直しや、下水処理場からの窒素及びりん（リン）の適切な供給に向けた取組支援を行うこと

【提案の背景】

- ・昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画（第5次から窒素・りんも対象）を策定し、COD、窒素及びりんに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・県は全国で初めて、季節別の処理水質を計画に位置付けた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定しており、季節別運転の拡大に向けた取組の支援が望まれる。
- ・また、大阪湾西部も播磨灘と同様に栄養塩が不足しているため、取組の支援が望まれる。

＜本県の取組 ①：環境の保全と創造に関する条例の改正＞

- ・栄養塩類の適切な管理に関する規定の追加  
→ 水質目標値(下限値)の設定 (R1. 10告示) 全窒素：0.2mg/L、全りん：0.02mg/L

＜本県の取組 ②：水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の改正＞

- ・季節別運転の円滑な実施を図るため、下水処理場に関する上乗せ排水基準のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)を見直し(12月県議会に改正条例案を上程)

基準を適用する水域



[BOD上乗せ排水基準]

日間平均値:20mg/L、最大値:25mg/L

[基準を撤廃する水域：左図参照]

- ① 播磨灘、大阪湾(ハ)
- ② 播磨灘、大阪湾(ハ)に流入する河川域について、  
ア 最下流の環境基準点より下流  
イ 環境基準点を有しない河川

＜海域の窒素及びりん濃度の現状＞

- ・海域の溶存無機態窒素濃度の減少に伴い、漁獲量が減少している。



## 4 人と自然との共生

### (1) 鳥獣被害対策の推進

#### ①防護柵の設置に関する採択要件の緩和と予算の拡充 【農林水産省】 P115

- ・シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置や機能を維持するための補修までを対象とするよう採択要件を見直すとともに、予算を拡充すること

##### 【国制度の問題点】

- ・予防対策として防護柵を設置する場合、大きな被害にまでは至っていないため採択要件である費用対効果分析B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- ・防護柵に関する鳥獣被害防止総合対策交付金の内示は、要求額を大幅に下回っている。

○交付金の内示状況 (単位：千円)

年度	県当初予算 a	内示額 b	b/a
H27	309,715	189,340	61.1%
H28	480,919	205,914	42.8%
H29	516,535	218,677	42.3%
H30	514,172	247,892	48.2%
R1	504,411	218,640	43.3%

#### ②射撃場の整備支援制度の予算拡充 【農林水産省、環境省】 P114

- ・狩猟者の技能向上を図るための捕獲技術高度化施設（射撃場）について、整備支援の予算を拡充すること

##### <本県の狩猟者育成センター（仮称）の整備>

- ・整備予定地 三木市吉川町福井、上荒川
- ・整備施設 クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等
- ・総事業費 約25億円
- ・供用開始(予定) 令和4年(2022年)5月

### (2) エネルギー対策の推進

#### ①FIT法手続きの厳格化 【経済産業省】 P120

- ・太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際、事業者に安全性の確認や地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に基づく事業計画認定手続きを強化すること
- ・特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

##### <本県の取組：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の概要>

区分	内容
手続き	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届け出ることを義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事等(H30年10月に追加)
施設基準	・景観との調和、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置等について基準化

\*自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)：500kW(平成30年度 事業計画の届出実績：66件)

##### <県内における懸案事例>

区分	内容
太陽光	姫路市内の県立自然公園を含む豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域：約170ha、出力：約70MW)の設置計画あり
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数：21基、出力：約92MW)の設置計画あり ※絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

②太陽光発電事業の環境影響評価の規模要件の見直し 【環境省】 P120

- 新**・山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模(出力40,000kW(100ha相当))より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと  
(例 本県条例の対象規模：事業区域5ha(出力2,000kW相当)、R2.4.1施行)

③水素社会の推進に向けた取組への支援 【経済産業省、環境省】 P121

ア 国補助事業の拡充

- ・FCV及びFCバス(燃料電池バス)と一般的な乗用車・バスとの販売価格差を補填する購入補助を拡充すること

<FCV、FCバスの価格差>

- ・FCVとハイブリッド車の価格差：約300万円(国補助額：約200万円)
- ・FCバスと通常のバスの価格差：約8,000万円(国補助額：約5,000万円)

- ・水素ステーションの整備、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること  
(例：自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充)

<本県の水素ステーションの整備支援に関する取組>

- ・国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施

区分	整備費	運営費
費用	約3億5,000万円 (ガソリンスタンド：約1億円)	約3,400万円/年 (天然ガススタンド：約2,000万円/年)
国補助	補助率：2/3 上限額：2億5,000万円	補助率：2/3 上限額：2,200万円
県補助	上限額：5,000万円	—

イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進 P122

- ・コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること  
(ガソリンスタンドとの併設や、公道と充填装置間の距離の短縮は、見直し済)  
○人材確保が困難な保安監督者について、経験要件(水素製造に関する6箇月の実務経験)を見直すこと  
○高強度で安価な汎用材料の使用を可能とすること

ウ 水素発電所等への支援制度の創設 P122

- ・水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること
- 新**・商用化に向けた実証施設については、水素混焼が可能である多様な発電施設が立地する研究開発の拠点がある兵庫県内に整備すること
- ・ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと

<b>【提案の背景】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水素社会の実現には、水素の調達、供給コストの低減が不可欠である。オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造した後、液化して専用船で輸送し、火力発電所で大量消費する国際的な水素サプライチェーンの構築が有望視されている。</li> <li>火力発電施設が立地し水素関連産業が集積する本県がそれらの拠点となることで、水素社会に向けた動きは一層加速することが期待されることから、商用化に向けた実証を着実に促進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援が必要である。</li> </ul>	

<b>&lt;県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要&gt;</b>	
概要	製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施
主体	技術研究組合CO <sub>2</sub> フリー水素サプライチェーン推進機構 (川崎重工業(株)、岩谷産業(株)、シェルジャパン(株)、電源開発(株))
<b>&lt;「水素発電導入可能性に関するフィジビリティスタディ(F S)調査」の概要&gt;</b>	
概要	既存火力発電設備を対象とした水素・天然ガス混焼発電の実現可能性について、主に以下の項目を調査 ・既存ガスタービンの燃焼器の改造を伴わない限界水素混焼率 ・水素混焼による燃焼性能等の評価 等
主体	関西電力(株)

**(3) 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進** 【環境省、経済産業省】

**①海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施** P128

**新**・マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

**②プラスチック製品等の抑制・回収対策** P128

**新**・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックを再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに転換するために必要となる生産設備等の早期の実用化に向け、技術開発を促進すること

**新**・プラスチック製買物袋の有料化について、消費者及び小売業者の混乱を招くことなく買物袋の削減が徹底されるよう、有料化検討の対象外とされているバイオマスプラスチック等の買物袋についても、有料化の対象とすること

〔有料化の対象外とされている買物袋〕(レジ袋有料化検討ワーキンググループ(経済産業省)資料から抜粋)  
 ○バイオマスプラスチックの配合率が一定以上(施行当初は配合率25%以上)の買物袋  
 ○海洋生分解性の買物袋  
 ○繰り返し使用の観点から厚さが50μm以上の買物袋

**新**・海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること

<b>【提案の背景】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者<sup>※</sup>についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <sup>※</sup> 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下            商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下         </div> </li> <li>現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら負うべきである。</li> </ul>	

### Ⅲ 次代を担う人づくり

#### 1 地域と世界で活躍できる人材の養成

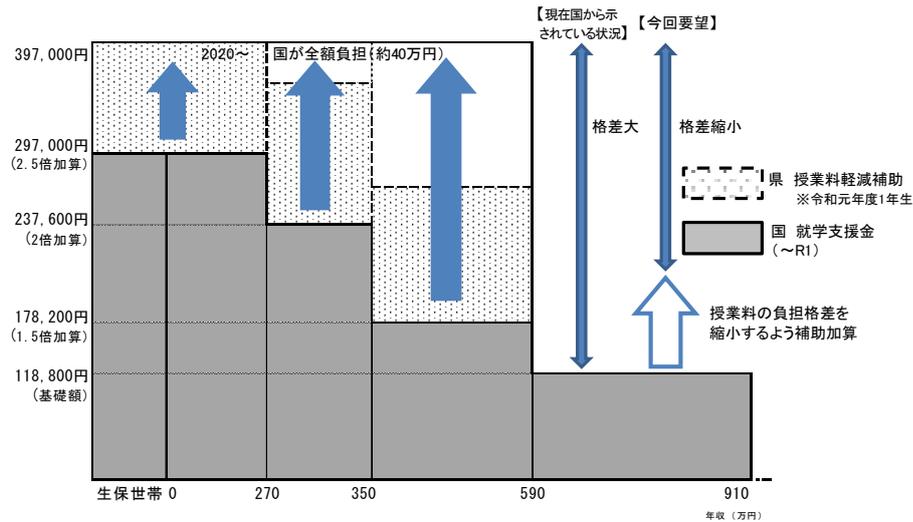
##### (1) 教育費の負担軽減の充実

###### ① 高等学校等就学支援金制度の拡充

【文部科学省】 P129

- 令和2年度に予定している高等学校等就学支援金の拡充（年収590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化）においては、年収590万円以上の世帯についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように制度設計すること

<国の就学支援金及び授業料軽減補助>



##### (2) 教職員定数の改善等

【財務省、文部科学省】

###### ① 小学校における専門分野に対応した教員の確保

P133

- 小学校高学年における英語の教科必修化、教科担任制の対応に必要な教員の確保に向け、義務標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること

###### 【提案の背景】

- 加配定数を活用した英語等の専門的知識を持つ教員の配置には限界があるため、恒常的な教員確保と財源確保が必要となる。
- 本県では加配定数を活用した「兵庫型教科担任制」を実施しており、算数や理科において学力向上の一定の教育効果が得られているが、小規模校では教員の確保が困難なため、専門性を生かした教育の展開が難しい。

###### <兵庫型教科担任制>

- 小学校5,6年生において、学力向上や中学校への円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた兵庫型教科担任制を全県で実施  
(教科担任制) 国語、算数、理科、社会から2教科以上を選択  
(少人数学習集団の編成) 国語、算数、理科、外国語活動から、1教科以上選択

##### (3) 学校施設の施設整備補助の単価の引上げ

【文部科学省】 P142

- 新・学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

###### 【県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例 (平成30年度実績)】

補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
194,800円/㎡	258,100円/㎡	△63,300円/㎡ (75.5%)

#### (4) いじめ等の問題行動・不登校への対応強化

##### ① スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

【文部科学省】 P139

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを学校に標準的に配置すべき職として、職務内容等を法令上明確化し、その増員を行うこと
- ・学校教育法等において正規職員として規定するとともに、義務標準法において定数として算定し、国庫対象とすること

##### <本県の配置状況>

- ・スクールカウンセラー（目標：全公立小学校配置）  
配置公立小学校数 130校／全585公立小学校数 ※ 259公立中学校には、すべて配置済
- ・スクールソーシャルワーカー 全173公立中学校区に配置済（指定都市・中核市を除く）

#### (5) 教職員の働き方改革の推進

##### ① スクール・サポート・スタッフの拡充

【文部科学省】 P140

- ・スクール・サポート・スタッフの配置について、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、一層の充実を図ること
- ・補助率を拡充すること（1/3→10/10）

##### 【提案の背景】

- ・文部科学省による緊急対策が公表されたが（H31. 3. 18）、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の支援が不可欠である。

##### <スクール・サポート・スタッフの概要（国補助率1/3）>

【業務内容】 授業準備（学習プリント・配布物の印刷、学級ごとに仕分）、会議準備（資料印刷・セッティング）、外部対応（欠席連絡、電話取次、来訪者取次等）

【本県の状況（R1）】 全市町へ各1名配置（計40名）

##### <県立学校業務支援員配置事業の概要（R1～）>

【業務内容】 情報整理（各種調査に関するデータ入力等の補助）、文書作成（関係機関への文書作成・整理）、外部対応（電話対応、来訪者取次）

【勤務時間】 3時間×3日／週

【配置人数】 152名（全県立学校（全日制）：126校、全県立特別支援学校：26校に各1名）

##### ② 部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

【文部科学省】 P140

##### ア 中学校部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

- ・補助率を拡充すること（1/3→10/10）
- ・部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

##### イ 高等学校部活動指導員の配置等に対する支援制度の創設

- ・高等学校の部活動指導員配置等に対する地方財政措置を拡充すること

##### 【提案の背景】

- ・経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来し、負担を感じている教員が多数（※）いる。

※ H28勤務時間実態調査：中学40.1%、高校31.8%

##### <中学校における部活動指導員の配置> R1当初：10億円（H30当初：5億円）

概要	適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援[9,000人]
実施主体	学校設置者（主に市町村）
補助率	国1/3

##### 【本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要】

概要	専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施
配置等先	県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校
実施事項	・専門的指導力を有する部活動指導員の配置[55人（指導回数42回/年）] ・運動部活動専門家会議の開催 ・指導力向上研修会（対象：専門的な技術指導ができない運動部顧問等）

## IV 交流・環流を生む兵庫五国の魅力向上

### 1 魅力ある都市・地域の整備

#### (1) 都市再生緊急整備地域における再整備への積極的支援

【国土交通省】 P149

- 兵庫・神戸の玄関口である三宮周辺地区を国際競争力の高い魅力的な都市空間、交通結節拠点として再整備するため、新たなバスターミナルの整備及び市街地再開発事業に対する財政支援を行うこと



(イメージパース(Ⅰ期))

<事業の概要>神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業(Ⅰ期 約1.3ha)

財政支援	調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費
スケジュール (予定)	H30.5 雲井通5丁目再開発株式会社設立 R1~ 都市計画決定/事業認可 R4 工事着手

#### (2) 瀬戸内海国立公園六甲地域のブランド力向上による活性化

【環境省】 P149

##### ①企業保養所等に関する行為の許可基準の特例設定

- 別荘・企業保養所の適地として独自に発展してきた地域であり、特殊性が高いため、企業保養所について周辺の風致景観に影響を及ぼさない範囲で、民間事業者の意向を踏まえ行為許可の基準を特例で緩和すること
  - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離(20m以上)について、それ以外の道路の基準(5m以上)まで緩和
  - 小規模な土地の活用を図るため、建ぺい率(敷地面積500㎡の場合10%以下)、容積率(敷地面積500㎡の場合20%以下)を緩和
  - 工作物の高さ基準(13m以下)について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
  - 大規模開発を排除する建築面積(2,000㎡以下)の緩和

#### (3) 空き家改修による宿泊施設等への利活用促進

【国土交通省】 P149

- 地域資源として宿泊施設等への利活用を図るため、保養地の遊休別荘などの比較的規模の大きい空き家のうち、火災時に迅速に避難できるなど、利用者の安全が確保されるものについて、小規模な戸建て住宅(階数2以下で延べ面積200㎡未満)から宿泊施設への用途変更を可能とする場合と同様に、建築基準法の緩和を行うこと

#### (4) 過疎地域の振興

##### ①新たな過疎対策法の制定

【内閣府、総務省】 P149

##### ア 地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定

- 新・現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件（15年の人口減少率）を追加すること
- 新・平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること

##### イ 過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・地域の多様な財政需要に対応できるよう、過疎対策事業債の対象事業を拡充すること
- 〔例 ○再編を含む上水道事業  
○過疎地域において県が実施する広域的道路ネットワーク整備事業〕

##### ②地域おこし協力隊に関する財政支援の拡充

【内閣府、総務省】 P150

- ・特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- ・活動期間（最長3年）の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

##### 【国制度の問題点】

- ・現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

##### [兵庫県版 地域おこし協力隊(R1～)の概要]

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	20市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね10集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者(移住型支援)
設置状況	12市町 15名(10月末以降設置の4名含む)	16市町 95名(R1.10月末時点)

## 2 スポーツの振興

### (1) ゴールデン・スポーツイヤーズに関する取組への支援

【総務省、文部科学省、法務省、外務省、スポーツ庁、観光庁】 P151

#### ①機運醸成に向けた一体的なPR支援

- ・「ゴールデン・スポーツイヤーズ」として東京オリンピック・パラリンピック(TOKYO2020)とワールドマスターズゲームズ2021関西(WMG2021)を一体的に広報する取組を支援すること

#### 【提案の背景】

- ・スポーツ参画人口の拡大を図る国家的プロジェクトとして、開催地の地方自治体等が2つの国際大会を一体のものとして効果的に広報活動が展開したくても、2大会の名称やロゴマークを並べて使用したチラシの配布やポスターの掲示、会場でのブース出展等が困難な状況である。

#### ②各大会に共通する取組に対する一体的な支援

- ・各大会に共通する以下の取組について、一体的な支援を行うこと
  - 大会運営のノウハウを共有するための人的交流
  - 表彰台や競技用具、システムなどの有効活用
  - ボランティアの育成 等

#### ③海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和

P157

- ・TOKYO2020やWMG2021関西等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

### (2) ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】 P152

ワールドマスターズゲームズ2021関西が生涯スポーツの振興を図る国家的なプロジェクトと位置づけられたことから、準備段階も含め以下の支援を行うこと

#### ①施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))

#### 新・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること

- 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費

#### <国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019	東京オリンピック・パラリンピック競技大会
○ 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)	○ 大会関係者との交流経費
○ 公認キャンプ実施経費 (トレーニング機器のレンタル経費 等)	(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
○ 大会運営等経費 (広報、警備、ボランティア経費 等)	○ 事前合宿等経費 (ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)

## ②スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応

**新**・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること

現行：8,000万円(「国際競技大会開催助成」の「開催準備事業」)

提案：大会前年度である来年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できるようにすること

## ③関係省庁間の連携・協力体制の確立

**新**・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること

## ④1年前イベント等への協力

**新**・1年前イベントやプレ大会(リハーサル大会)への参加促進に向けたPR等への協力を行うこと

### <ワールドマスターズゲームズ2021関西の概要>

・概ね30歳以上であれば、誰でも参加できる世界最大級の国際総合競技大会

※ アジア地域では、初開催

・国の代表ではないので予選はなく、参加登録すれば、スポーツ経験や実績、障がいの有無など問わず出場できる大会

(開催期間) 2021年5月14日～30日

(開催競技) 35競技・59種目

(開催場所) 福井県、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

(参加者数) 選手5万人(国内3万人、海外2万人)



ワールドマスターズゲームズ2021関西



### 3 観光・ツーリズムの振興

#### (1) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の推進

【経済産業省、国土交通省、観光庁】

##### ①万博会場と連携した取組への支援の検討

P155

- ・期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（サテライト会場の設置、関連イベントの実施等）への支援を検討すること

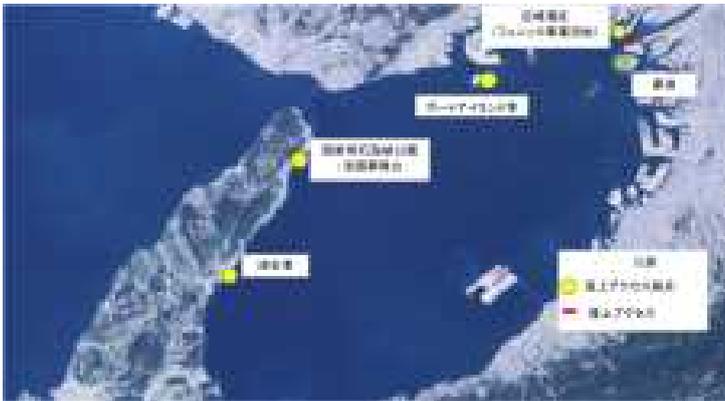
##### ②兵庫県以西、四国等から万博会場へのアクセス強化

P155

- 新**・兵庫県以西からのマイカー利用者のパーク&ライドを円滑に実施するため、以下について、2025年国際博覧会協会とともに国においても検討すること

○陸上アクセス 尼崎(フェニックス事業用地)と舞洲を結ぶ連絡橋の設置など、駐車場周辺道路の混雑緩和措置

○海上アクセス 神戸(ポートアイランド等)、尼崎(フェニックス事業用地)、淡路島(国営明石海峡公園・淡路夢舞台、津名港)と会場を結ぶ海上アクセスルートの実現に向けた船着場の整備 等



(出典：国土地理院)

【会場周辺地図】

##### ③交通基盤の整備推進

###### ア 関西圏域の空港のさらなる活用

P156

- ・拡大する航空需要に対応する関西3空港をはじめ関西圏域に存在する空港の利活用を促進すること

###### イ 名神湾岸連絡線の早期整備

P156

- 新**・大阪湾ベイエリアと名神高速道路を結び、バス・物流車両等の速達性や定時性を確保し、阪神高速3号神戸線等の渋滞緩和を図るとともに、関西3空港間のアクセス時間短縮に資する重要な路線である名神湾岸連絡線を早期に整備すること

## (2) 外国人旅行者等の受け入れ環境の整備

- ①無料公衆無線LANなど外国人旅行者受入基盤の整備 【総務省、観光庁】 P157
- ・外国人旅行者の急増を踏まえ、無料公衆無線LANの整備を促進すること
  - ・観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと
- ②国際観光旅客税の地方への配分 【観光庁】 P158
- ・国際観光旅客税(平成31年1月施行)について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

## 4 交流基盤の整備

### (1) 基幹的な交通インフラの整備

- ①双眼型国土形成のための交通インフラ整備 【国土交通省】 P159
- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
    - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
    - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
    - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備
- ②関西都市圏のミッシングリンクの解消 【国土交通省】 P159
- ・大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化や国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期整備に必要な予算の確保・全線での事業推進</li> <li>・「みなと神戸」にふさわしい景観の創出</li> <li>・展望施設の整備など、道路を活用した地域活性化に資する事業への協力</li> <li>・直轄道路事業費の地方負担分に対する地方財政(交付税)措置の拡充</li> </ul>
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期事業着手に向けた環境影響評価手続きの促進及び都市計画手続きへの協力</li> </ul>
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期着手に向けた「計画段階評価完了」と「都市計画決定等に向けた検討促進」(第4回近畿地方小委員会の早期開催)</li> <li>・早期完成に向けた国と県の役割分担による整備(播但連絡道路から東側を国、西側を県で整備)</li> <li>・早期完成に向けた有料道路事業の導入検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔○有料道路事業の料金徴収期間の延長</li> <li>〔○国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図るための検討</li> </ul> </li> <li>・播但連絡道路接続部の早期整備に向けた検討</li> </ul>
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工</li> <li>・有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成</li> <li>・専用道路部との同時開通に向けた一般道路部の着実な整備促進</li> </ul>
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の早い時期の確実な開通</li> </ul>
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業推進に必要な予算確保</li> </ul>
東播磨丹波連絡道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺内～畑瀬ランプの部分開通(令和元年度)に続く早期全線開通</li> <li>・早期事業着手に向けた調査促進</li> </ul>

### ③日本海国土軸のミッシングリンクの解消

【国土交通省】 P161

- 山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大や国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
<b>山陰近畿自動車道</b>	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	・事業推進に必要な予算確保
佐津IC～豊岡北JCT・IC	・早期事業化に向けた調査費の予算確保
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による早期事業化
城崎温泉IC～府県境	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による事業化
<b>北近畿豊岡自動車道</b>	
日高豊岡南道路(日高神鍋高原IC～豊岡南IC)	・令和2年度中の確実な開通
豊岡道路(豊岡南IC～豊岡IC)	・速やかな開通に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北JCT・IC	・令和2年度の事業着手

### ④有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

【国土交通省】 P164

- 有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

<b>【現行制度の問題点】</b>
・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設・改築を行う高速道路(想定箇所:名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路)では建設債務を償還する期限が短く、制度を十分に活用できない。

### ⑤国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

【総務省、国土交通省】 P164

- 大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること(現行20%→45%)

<b>&lt;高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要&gt;</b>		
区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路(昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線
地域高規格道路(平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期)、東播磨道(北工区)、東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)
※ 太字: 国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)		

#### <参考:高規格幹線道路と大阪湾岸道路西伸部>

- ・現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成
- ・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- ・大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- ・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方交付税措置が必要



**<整備効果>**  
**中国横断自動車道姫路線**  
 1. 国土計画を核とした研究施設や高度産業集積が期待される産業科学立地都市の発展  
 2. 近畿・中国地方における大規模産業集積のリアダンダンシー実現

**<整備効果>**  
**北近畿豊前自動車道・山陰近畿自動車道**  
 1. 観光入込増強の拡大と、北近畿地方の観光資源の活性化  
 2. アスピータを核とする日本海側の観光地の発展への期待  
 3. 国土計画を核とした研究施設や高度産業集積が期待される産業科学立地都市の発展

**<整備効果>**  
**東播磨快速道路**  
 1. 国土計画を核とした研究施設や高度産業集積が期待される産業科学立地都市の発展  
 2. 近畿・中国地方における大規模産業集積のリアダンダンシー実現

**<整備効果>**  
**中国横断自動車道徳島線**  
 1. 国土計画を核とした研究施設や高度産業集積が期待される産業科学立地都市の発展  
 2. 近畿・中国地方における大規模産業集積のリアダンダンシー実現

**<整備効果>**  
**東播磨快速道路**  
 1. 国土計画を核とした研究施設や高度産業集積が期待される産業科学立地都市の発展  
 2. 近畿・中国地方における大規模産業集積のリアダンダンシー実現

**<整備効果>**  
**中国横断自動車道高松線**  
 1. 国土計画を核とした研究施設や高度産業集積が期待される産業科学立地都市の発展  
 2. 近畿・中国地方における大規模産業集積のリアダンダンシー実現

凡例  
 現在中  
 準備中  
 計画  
 ※ ICは仮称を含む

(2) 人と物の流れを生み出す空港の整備

【国土交通省】

①関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

P165

本年5月に関西3空港懇談会で取りまとめられた内容について、速やかに実現できるように支援するとともに、3空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し一層活用されるよう、以下について提案する。

ア 神戸空港

- ・運用時間延長を早期に実現すること（当面、22時→23時まで）
- ・発着枠、運用時間をさらに拡大すること
- ・全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・CIQ体制の充実を図ること（受入時間の延長、フライトリ届出期間の緩和、人員体制の拡充等）

<神戸空港の発着回数>

上 限	60→80回/日 ※3空港懇で合意 (R元.5.11)
実 績	R1. 8. 1～: 60 → 66回/日 (スカイマーク 茨城便等増便)
	R1. 10. 27～: 66 → 70回/日 (フジドリームエアラインズ 出雲、松本便開設)
	R1. 12. 20～: 70 → 72回/日 (フジドリームエアラインズ 高知便開設)

イ 伊丹空港

- ・全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・国内長距離便枠（1日35.5回）を拡大すること

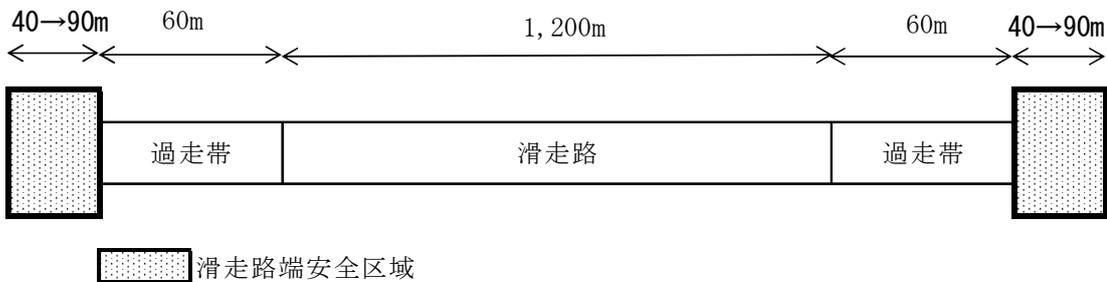
②コウノトリ但馬空港の利便性向上

ア 空港整備事業の補助制度の拡充

P167

- ・滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ(現行：40%→50%(地方管理空港並))及び必要な予算を確保すること

<但馬空港のRESA> 現状：両端とも40m → 改正後：令和9年(2027年)3月までに、両端とも90m



(コウノトリ但馬空港)

## イ 利活用の促進

P168

- ・羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、さらなる拡充を図ること
- ・プロペラ機枠の創設を前提に、航空会社へ但馬ー羽田直行便の運航に向けた働きかけを行うこと

### 【提案の背景】

- ・但馬地域の活性化のためには但馬ー羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いており、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠しかない。
- ・現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機かつ増便であることから、地方路線の維持・充実には、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

<羽田発着枠政策コンテスト>選定空港：山形、鳥取、石見（3空港とも、R2.3まで）

### <平成30年度「但馬ー伊丹路線」利用実績>

- ・利用者数 42,220人（対前年度：+10,253人(+32%)） ※4年連続で過去最高を更新
- ・東京乗り継ぎ利用者 13,908人（対前年度：+2,697人(+24%)）

## (3) 社会資本の老朽化対策の推進

### ①老朽化対策に必要な予算の確保

【国土交通省】P173

- ・橋梁、排水機場、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること

<ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画> 計画期間：R1～R10年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁	705橋	389億円	⑫ダム施設	21箇所	64億円
②舗装	950km	120億円	⑬防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	41億円	⑭岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備		⑮防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス	6箇所	4億円	⑯砂防設備	141箇所	16億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	20億円	⑰地すべり防止施設	16箇所	1億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑱急傾斜地崩壊防止施設	84箇所
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	5,130箇所	33億円	⑲下水道	8処理場	570億円
⑦道路法面施設	400箇所	20億円	⑳公園施設	13公園	52億円
⑧排水機場	51箇所	363億円	㉑滑走路	53,600m <sup>2</sup>	5億円
⑨水門・堰	57箇所	82億円	㉒その他施設	1式	190億円
⑩樋門・陸閘	148箇所	10億円	計		約2,187億円
⑪矢板護岸	8.8km	64億円			

### ②公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等 【総務省、国土交通省、警察庁】P174

- ・発災時の業務継続を確保するため、市町村本庁舎と同様、県本庁舎の建替事業を対象とすること
- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
- ・令和3年度までとされている制度の恒久化を図ること
- 新・地方交付税措置率の引上げを行うこと  
(現行：30～50% → 70%(緊急防災・減災事業債並))

### 【国制度の問題点】

- ・発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- ・警察施設等の公用施設や空港施設は、今年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

## V 自立の基盤づくり

### 1 地域創生の推進

- (1) 地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の見直し 【内閣府】 P179
- ・「先駆的な事業」に関する自立性、官民協働、地域間連携、政策関連携等の評価基準が曖昧で採択の可否が予見できないことから、採択基準の明確化、早期の段階での採択結果の提示、不採択理由の説明を徹底すること

- (2) ハード面で地域創生を推進するための交付金の充実等 【内閣府】 P180

#### ① 地方創生拠点整備交付金の恒久化

- ・平成28年度から補正予算で措置されている地方創生拠点整備交付金について、恒久的な制度とすること

#### ② 制度運用の見直し

- ・既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど、使い勝手の良い仕組みとすること
- ・やむを得ず事故繰越となる場合も、交付金の対象とすること

#### <地方創生拠点整備交付金の概要 H30国補正：600億円>

区分	内容
申請上限額	1 都道府県あたり 事業費30億円程度
負担割合	国1/2、都道府県1/2
本県活用例	・データサイエンスと放射光の融合利用に向けた放射光研究センター高度化整備事業 ・初代県庁復元施設整備

- (3) ふるさと納税における適切な制度設計 【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ① ふるさと納税制度の見直し P181

- ・ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、返礼品制度は廃止すること

**新**・市町村への寄附に関する住民税の控除は、市町村民税のみとすること

#### <ふるさと納税における控除の概要>

←控除外→	控除額 28,000円(B+C+D)		
適用 下限額(A) 2,000円	所得税の控除額(B) (ふるさと納税額-2,000円) × 所得税率  (30,000円-A) × 20% =5,600円	住民税の控除額 (基本分) (C) (ふるさと納税額-2,000円) × 住民税率(10%)  (30,000円-A) × 10% =2,800円	住民税の控除額(特例分) (D) ※所得割額の2割を限度  (30,000円-A) - (B+C) =19,600円

※年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合)が30,000円のふるさと納税をした場合のもの

#### <本県のふるさと納税の寄附受入額と個人住民税控除額の状況(H30)> (単位：百万円)

区分	件数	受入額①	翌年度税控除額②	差額①-②
兵庫県分	1,707件	145	5,793	△5,648
県内市町分	284,430件	7,502	11,444	△3,942
合計	286,137件	7,647	17,237	△9,590

#### ② 企業版ふるさと納税制度の運用改善 P182

- ・地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度を簡素化すること

## 2 地方税財政の充実強化

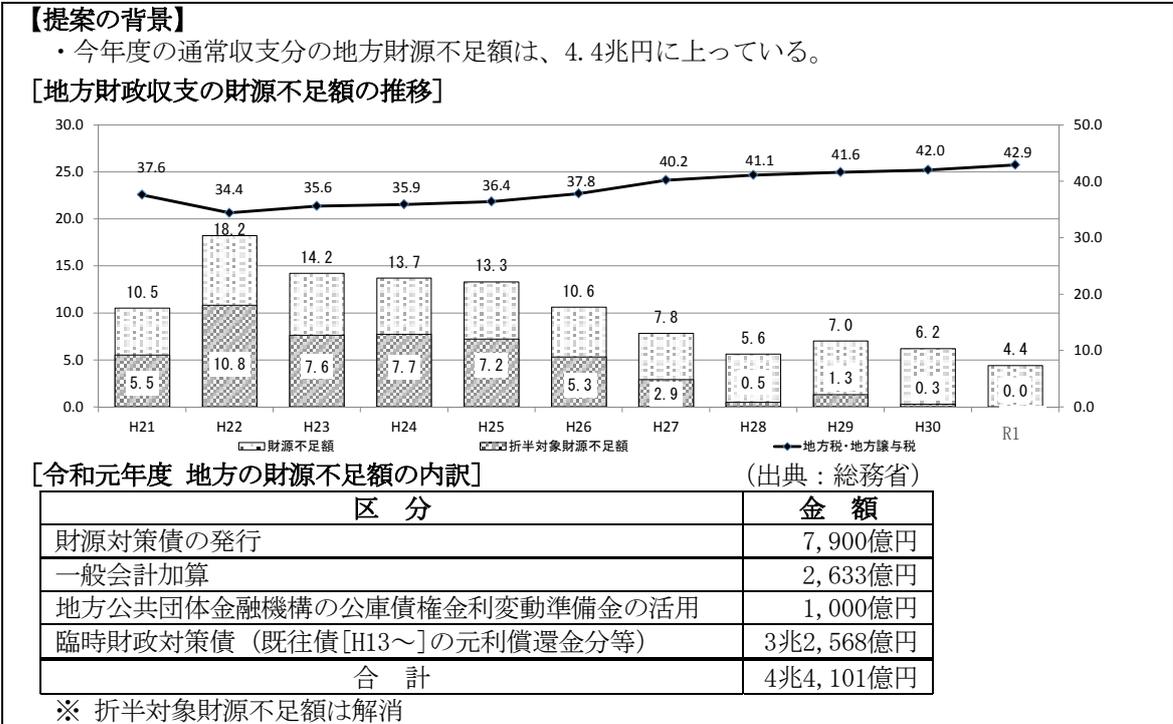
### (1) 地方財政計画の充実

【総務省、財務省】

#### ① 常態化している地方の財源不足への対応

P183

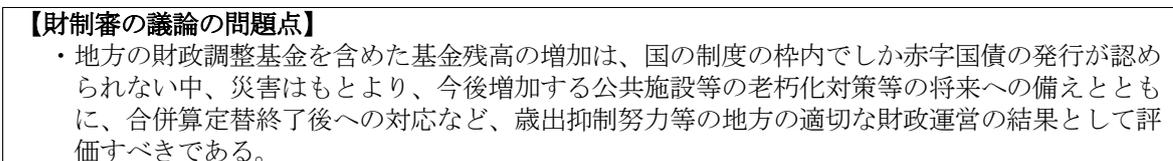
- ・ 常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しとあわせ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること



#### ② 地方が保有する基金の残高の適正な評価

P184

- ・ 財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論がある。しかし、基金の増加理由は各自治体によって異なるため、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切であり、安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること



#### < 地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移 >

(単位：兆円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	▲0.8	▲1.6	▲2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	▲0.3	▲1.2
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20

※出典：総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」 基金残高には、減債基金（満期一括償還分）を含まない

### ③地方一般財源総額の確保

P183

- ・骨太の方針2018において、地方の一般財源総額は、2019年度から2021年度まで2018年度と実質同水準を確保するとされたが、今後とも増加する社会保障関係費や地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を確保すること
- ・消費税率等の引上げに伴う歳入増については、その増加分に見合う歳出を地方財政計画に適切に積み上げること

#### 【提案の背景】

- ・今年度の地方財政計画では折半対象財源不足額が解消されたが、国の財政健全化を実現するために、地方の実情を無視した地方財政計画の歳出削減圧力が強まることが予想される。
- ・また、消費税率等の引上げに伴う増収分のうち、社会保障の充実、新しい経済政策パッケージ分や公経済負担増分として、少子化対策や医療・介護等の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

#### <経済財政運営と改革の基本方針2018（地方の歳出水準）>

- ・国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質同水準を確保する。

#### <地方の一般行政経費>

(単位：兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31-H21
一般行政経費	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	9.6
うち補助分	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	9.2
うち社会保障関係費	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	7.9
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	1.3
うち地方単独分	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	0.4
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	0.0
【参考】投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	▲1.1
うち地方単独分	8	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	▲1.9

注 各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

### ④会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

P187

- ・地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査を踏まえ、標準的な団体における必要な人員の所要額を確保したうえで、制度導入に必要な地方所要額を全額地方財政計画に計上すること。また、制度創設の趣旨に沿って任用制度等の整備や処遇改善を図ることができるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること
- ・個別団体の財政措置にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を反映すること

#### 【提案の背景】

- ・国の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（技術的助言）に基づく対応を図れば、常勤職員との均衡を考慮した期末手当の支給をはじめ、給料水準の引上げ、退職手当の支給、社会保険料の負担など財政運営に大きな影響を及ぼすこととなる。

### ⑤幼児教育の無償化・高等教育の無償化に必要な財源の確保

P186

- ・幼児教育の無償化や高等教育無償化の地方所要額を地方財政計画に計上する際、その他の歳出を削減することがないよう、財政措置を確実に講じること
- ・個別団体の地方交付税の算定にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること

#### 【提案の背景】

- ・幼児教育の無償化や高等教育の無償化に関する地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し一般財源総額を確保するとされているが、地方交付税総額の充実がなければ、その他の歳出の削減により補填される懸念があるため。

### ⑥包括算定経費の適切な算定

P186

- ・平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.3兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+0.5兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が1兆円減少している。このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと

【一般財源総額と基準財政需要額の推移（全国：不交付団体含む）】 (単位：兆円)

区分	H19 ①	H23 ②	H26	R1 ③	H23-H19 ②-①	R1-H23 ③-②
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	2.9	2.7
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	2.5	2.3
消費税増収分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	0	1.2
<b>包括算定経費</b>	<b>4.7</b>	<b>4.6</b>	<b>4.2</b>	<b>3.6</b>	<b>▲0.1</b>	<b>▲1.0</b>
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	2.8	1.7
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	2.8	0.5
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	1.9	1.9

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

## (2) 地方の税収基盤の確保

### ①法人事業税における収入金額課税制度の堅持【総務省、財務省、経済産業省】 P188

**新**・電気・ガス供給業については、現在、送配電事業及び導管事業の法的分離等や小売全面自由化等、エネルギーシステム改革が進められているが、以下の点から、法人事業税の収入金額課税制度を見直す状況には全くなく、引き続き現行制度を堅持すること

ア 電気・ガス供給業の公益的性格及び多大な行政サービスの受益に変更はない

○電気・ガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。

○発電・製造施設及び送配電・導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。

※ 兵庫県は近隣府県に電力を供給する電力輸出県である。

(県内発電量実績のうち、約20%の94億kWh程度)

#### 【兵庫県における電気・ガス供給業に関連する経費（一般財源ベース）】

(単位：百万円)

項目	主な事業	金額 (一般財源ベース)	備考
臨港道路等	道路整備費・維持管理費 火力・水力等発電所周辺から主要幹線(国道)を接続する臨港道路等の整備費、維持管理費	4,644	(整備費) 火力・水力等発電所周辺から最寄りの主要幹線(国道)までの県管理道路整備費の県負担額にかかる毎年度の起債償還相当額 (維持管理費) 当該道路にかかる毎年度の維持管理費相当額
林道・林業	林道整備等 燃料用チップを供給するための林道・作業道の整備費や搬出間伐等に対する補助	1,862	(林道・作業道整備費) バイオマス発電所に燃料用チップを供給している森林内に整備した林道・作業道の地方負担額にかかる毎年度の起債償還相当額 (搬出間伐等補助) 燃料用木材の生産・搬出に対する補助
港湾	防波堤整備 県管理防波堤の整備費	169	火力発電所周辺の県管理防波堤整備費の県負担額にかかる毎年度の起債償還相当額
環境対策	大気汚染、環境影響評価等 大気汚染対策、環境影響評価、温暖化対策、水質汚濁対策に要する県事業費	111	大気汚染・環境影響評価関係事業費を、火力発電所所在市町面積/県全体面積で按分
合計		6,786	

(参考) 兵庫県の法人事業税収のうち電気・ガス供給業の収入金額課税収入：9,200百万円

※特別法人事業税を除く。平成30年度決算を基に本県試算。

イ 規制料金が自由化されたと言える状況ではない

○法的分離が義務付けられる送配電及び導管事業については、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金が維持される。

○小売事業については、小売全面自由化後も、小売規制料金に係る経過措置の存続が既に決定されている。

ウ 大幅な減収により地方団体の財政運営に多大な支障が生じる

○仮に、収入金額課税から所得課税に変更した場合には、全都道府県で1,500億円以上(H29年度決算を基に全国知事会試算)の減収が見込まれる。

○本県は、約66億円(H30年度決算を基に本県試算)の減収が見込まれる。

【兵庫県における影響額(兵庫県試算)】

法人事業税の減収額(特別法人事業税を除く)：▲66億円

	収入金額課税 (現行)	収入金額課税を 所得課税に 切り替えた場合 (経産省要望)	減収額	
				うち市町分
	92億円	26億円	▲66億円	▲5億円
電気	70億円	17億円	▲53億円	▲4億円
ガス	22億円	9億円	▲13億円	▲1億円

※収入金額により課税される電気・ガス供給業の法人のうち、収入金額課税額(地方法人特別税を含む。)が1億円を超える法人について試算

※市町分…法人事業税交付金(法人事業税額の7.7%)本則上従業者数で按分

(県内市町の従業者数上位5団体：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)

※この他に特別法人事業譲与税の配分額で減収が見込まれる。

エ 電源立地団体等は多大な貢献をしている

○本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきた。

○今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、唐突に大幅な減収を強いることは受け入れられない。

## ②ゴルフ場利用税の堅持等

【総務省、財務省、文部科学省】P190

- ・平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること

ア ゴルフ場利用者は十分な担税力を有する

○ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。

イ 多大な行政サービスを受益する一方、土地利用は長期固定化する

○ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。

○ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。

ウ 市町村の貴重な財源となっている

○ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。

エ 大幅な減収による地方団体の財政運営への多大な支障が生じる

○非課税措置が拡充された場合、全都道府県で123億円(文部科学省試算)、本県では約9.2億円(うち市町への交付金約6.4億円。H30年度決算を基に本県試算)の減収が見込まれる。

- ・70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること

[1世帯あたりの貯蓄額(国民生活基本調査(H28))]

70歳以上：1,260.1万円、65歳以上：1,283.6万円、全体平均：1,031.5万円

[兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額]

項目	主な事業	R元年予算額(百万円)	
			一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,493	1,197
環境対策	水質調査、安全指導等	55	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	21	21
道路	アクセス道路維持管理等	2,719	2,619
スポーツ振興	団体・競技者支援等	4	4
地域振興	観光利用促進等	21	21
合計		4,313	3,870

参考：本県のゴルフ場利用税収(H30)3,447百万円

[兵庫県における交付額上位団体]

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位：千円)
1	三木市	542,322
2	神戸市	361,805
3	加東市	306,359
4	宝塚市	170,051
5	西宮市	136,086

(平成30年度決算)

③償却資産に関する固定資産税の堅持等

【総務省】P190

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税で、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること
- ・平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置については、期限到来により確実に廃止すること

【固定資産税(償却資産)の状況】

(単位：億円)

区分	全国		兵庫県	
	金額	構成比	金額	構成比
固定資産税	89,373	41.6%	3,826	40.9%
土地	33,872	15.7%	1,383	14.8%
家屋	38,825	18.1%	1,702	18.2%
償却資産	<b>16,676</b>	<b>7.8%</b>	<b>741</b>	<b>7.9%</b>
全税目計(市町村税)	215,077	100.0%	9,352	100.0%

(全国：平成29年度決算、兵庫県：平成30年度決算)

### (3) 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

【総務省、財務省】

#### ① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

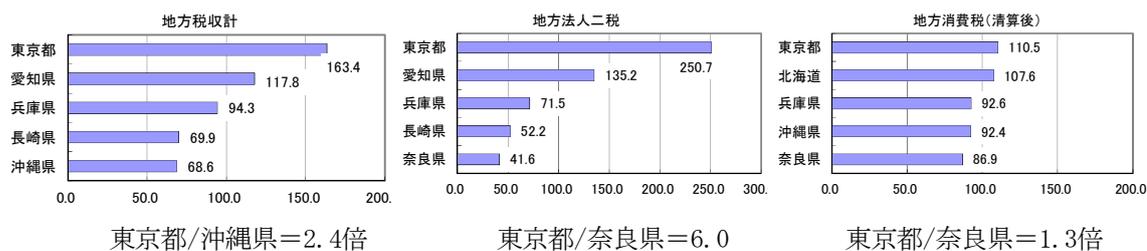
P192

- ・ 地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

##### 【提案の背景】

- ・ 平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

##### 【人口一人当たりの税収額の指数（平成25～29年度決算）】



#### ② 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

P192

- ・ 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと
- 新**・ 応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと

##### 【国制度の問題点】

- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

#### ③ 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

P192

- ・ 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること
- 新**・ その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において課税を行うこと
- 新**・ 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置を講じること
- 新**・ こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置を講じること

##### 【提案の背景】

- ・ 事業活動の情報化により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみに帰属している状況が生じている。
- ・ 消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率  
すべての商取引のうち電子商取引が占める割合  
経済産業省「平成30年度電子商取引に関する市場調査」

(4) 宝くじの売上向上

【総務省】 P197

新・より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直しや中間当せん金帯の拡充、財源確保のための払戻率の見直し、インターネット販売の促進など抜本的な見直しを行うこと

【提案の背景】

・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、平成30年度には8,046億円まで落ち込んでいる。

<(一財)日本宝くじ協会調査(H30年度)>

○宝くじを買わない理由

①当たると思わない ②くじ運が悪い ③行列してまで買う気になれない。買うのが面倒

○ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になると考える取組

①中間当せん金帯を拡充する ②特別賞を拡充する

③コンビニ内の宝くじ売場で購入できるようにする

3 地方分権改革の推進

(1) 地方分権型の行政システムの確立

【内閣府、総務省】

①日本国憲法における地方自治に関する規定の改正

P198

ア 地方自治の本旨の明確化

・国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

【現行憲法の問題点】

・現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

イ 国の事務を限定する規定の追加

・地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること  
・地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

## ウ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

### 【提案の背景】

- ・国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

## ②関西広域連合への事務・権限の移譲等

P198

### ア 府県域を超える大括りな事務・権限の移譲

- ・広域地方計画の策定権限など中央府省の事務・権限も含め、府県域を超える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を、関西広域連合へ移譲すること

### イ 規約の一部変更の際の許可を届出制に変更

- ・広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

### ウ 幅広い事務の移譲の要請を可能とする法改正

- ・広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲について、広域連合に密接に関連する事務のみに限定されている地方自治法の規定を改正し、幅広い事務の移譲を要請できるようにすること

## (2) 選挙制度の整備

【総務省】

### ①地方議会議員選挙における選挙制度の見直し

P201

- ・届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けるよう法改正すること
- ・立候補者に住所等の届出内容が真実である旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること

### 【提案の背景】

- ・県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生したが、候補者が必要書類を不備なく提出した場合、過去の判例から住所の記載内容に疑義があつたとしても受理せざるを得ない。
- ・立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていない。
- ・また、虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないためにも、法改正の必要がある。

<令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)(地方分権改革有識者会議資料2019.11.12)>

- ・地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出（86条の4第4項）については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。